

第5次基本構想

前期基本計画（教育文化部会）

基本目標

第3章

「生涯にわたる学習により、
心豊かに輝く人のまち」

大柱

人権の尊重.....	P 2
生涯にわたる学習・教育環境の充実.....	4
市民文化の創造.....	6
スポーツ・レクリエーションの推進.....	8
文化財の保存と活用.....	10

1 施策の方向性

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組めます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく対等な立場で活動できるようにするため、男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、さまざまな国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2 現状と課題

- ・本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められています。
- ・平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成21年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、条例に基づく富士見市男女共同参画プラン（第3次）の実効性を高める取り組みが必要です。
- ・外国籍市民の増加に伴い、国籍や民族の異なる市民が互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取り組みが求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
人権の尊重	— 人権教育・啓発の推進
	— 男女共同参画社会を進める意識づくり
	— 政策決定等への共同参画の機会づくり
	— 男女の自立を可能にする環境づくり
	— 多文化共生の地域づくり

5 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（協働推進課 生涯学習課）

あらゆる人権問題の解決をめざして、関係機関と連携・協力し、学校、家庭、地域社会、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を積極的に推進します。

(2) 男女共同参画社会を進める意識づくり（協働推進課）

男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、学校、地域などに向けた意識啓発を行います。

(3) 政策決定等への共同参画の機会づくり（協働推進課）

男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を促進します。

(4) 男女の自立を可能にする環境づくり（協働推進課）

多様化する家族形態・就労形態に対応し、育児・介護などに関わる男女が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう環境づくりに取り組みます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重し合うまちづくりに努めます。

(5) 多文化共生の地域づくり（協働推進課 生涯学習課 公民館）

国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域社会の一員として協働し合うまちづくりに努めます。また、NPO等の市民団体と連携し、行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。

富士見市国際友好協会や市民団体等による国際交流を支援していくとともに、相互理解の機会を充実します。

男女共同参画は、自治行革部会にて検討する

1 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域社会に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2 現状と課題

- ・市内には、公民館、図書館、資料館、体育館の社会教育施設や、交流センター、コミュニティセンター、集会所などの生涯学習関連施設があります。これらの施設では、市民や地域団体、市民サークルが学習・文化活動、相互交流、スポーツ・レクリエーション活動を行うとともに、さまざまな学習機会や情報の提供を行っています。
- ・公民館、交流センター、コミュニティセンターの総利用者数は、平成20年度で49万人を超えています。市内の図書館(中央図書館、鶴瀬西分館、ふじみ野分館、水谷東公民館図書室)の蔵書数は平成20年度で約39万冊あります。
- ・平成21年度の市民意識調査では「生涯学習の推進」について、満足度を「わからない」とする回答が約6割を占め、全施策のうち最も高くなっていることから、生涯学習に関わる情報提供や市民ニーズに対応した施設提供が求められています。
- ・公民館などでは、市民の主体的な取り組みによるさまざまな協働事業を開催しています。
- ・市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「協働によるまちづくり講座」(出前講座)を行っています。これらの学習機会を通じて、市民と市が地域課題の解決という共通の目標に向かって相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。

3 成果指標

指標名	現状 (22年度)	中間見直し時 (25年度)	5年後 (27年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
生涯にわたる学習・教育環境の充実	－ 推進体制の充実
	－ 多様な学習・教育機会の充実
	－ 情報収集・提供、相談体制の充実
	－ 生涯学習関連施設の充実
	－ 図書館サービスの充実

5 施策の内容

(1) 推進体制の充実（協働推進課）

子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、行政内部の全庁的な推進組織である「富士見市生涯学習推進委員会」と市民で構成された推進組織である「富士見市生涯学習推進市民懇談会」により、「富士見市生涯学習推進基本計画」の進行管理を行います。

(2) 多様な学習・教育機会の充実（生涯学習課 公民館 交流センター）

乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、さまざまな学習・教育の機会を充実します。さらに、このような機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた地域活動に発展していくための支援を行います。

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実（秘書広報課 生涯学習課 公民館 交流センター）

さまざまな生涯学習関連情報を、広報ふじみ、市ホームページ、公民館だより等を通して提供します。また、市民の自主的な学習活動を支援するために、市役所関係各課や公民館、交流センター等の生涯学習関連施設での相談機能の充実に努めます。

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携（公民館 交流センター）

各施設の計画的な維持管理を行い、市民の誰もが利用しやすい施設を目指したユニバーサルデザインや情報化社会に対応した設備・機能の整備を進めます。また、公民館や交流センター・コミュニティセンター等の生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を図ります。

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

地域の情報拠点として資料の充実を図るとともに、情報ネットワークの活用やレファレンス（調査相談）機能、配本サービスの整備・拡充を進め、市民の多様な学習・文化活動を支援します。また、子どもたちが読書の機会を通して豊かな心が育めるよう、学校との連携や市民団体等との協働を進めます。

1 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリ☆ふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2 現状と課題

- ・市民文化会館キラリ☆ふじみは、公募による芸術監督制度の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民との協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしている芸術文化施設です。今後は、文化芸術振興基本法などに基づき、(仮称)富士見市文化振興条例の制定など、地域の芸術文化を振興するため、さらなる基盤整備が必要です。
- ・公民館、交流センターなどでは、地域ごとの文化祭が開催されるなど特色ある地域文化が醸成されています。
- ・市民ニーズに合った芸術文化活動の充実や情報発信の工夫が求められているとともに、子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくみ、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して芸術文化活動に接する機会を充実することが大切です。

3 成果指標

指標名	現状 (22年度)	中間見直し時 (25年度)	5年後 (27年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
市民文化の創造	－ 文化創造事業の推進
	－ 支援体制の充実

5 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（協働推進課）

市民文化会館キラリ☆ふじみを富士見市の文化創造・発信の核として位置づけ、市民が身近に多様な芸術文化にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成とともに、地域の誇りとなる芸術性の高い作品の創造などに努めます。

(2) 支援体制の充実（協働推進課 生涯学習課 公民館 交流センター）

市民文化祭をはじめとした各種の芸術文化活動を支援します。また、市内公共施設を利用する文化活動団体・サークル等の情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に芸術文化活動の輪を広げます。

1 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力に関わらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

2 現状と課題

- ・本市では、「スポーツ振興健康増進都市宣言」（昭和52年）を行い、富士見市体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、スポーツ教室や市民健康増進スポーツ大会、スポーツフェスティバル、ニュースポーツ等の大会を開催し、市民スポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくってきました。
- ・市内のスポーツ施設には、市民総合体育館、富士見ガーデンビーチ、各種運動公園があり、平成20年度は約29万人に利用されました。
- ・体育指導委員が考案したバトテニスをはじめ、ペタンクなどのニュースポーツの普及に取り組んでいます。
- ・市内全小・中学校（特別支援学校を除く）で学校体育施設を開放しており、開放校ごとの運営協議会で自主的に定例会を開催し、利用の調整等を行っています。
- ・市民総合体育館、富士見ガーデンビーチは、効率的な運営と特色ある事業を展開していますが、今後も、計画的な維持管理や市民ニーズに応えた施設運営が求められています。
- ・市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動や、ニュースポーツの普及が進められるよう、相談や情報提供の充実とともに、地域や関係団体への支援が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱 スポーツ・レクリエーション の推進	小柱 生涯スポーツ・レクリエーション機 会の充実 － 身近で安全にスポーツを楽しめる場 の充実
----------------------------	---

5 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

世代を問わず市民が身近にスポーツ・レクリエーションにふれたり、健康づくりや交流する機会を広げるため、体育指導委員や各種スポーツ団体等と連携したスポーツ教室、大会等の事業を充実します。

また、市民の自主的な活動を進めるため、相談・情報提供等の充実を図るとともに、地区体育祭や関係団体等の活動を支援します。

(2) 身近で安全にスポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、市民総合体育館、富士見ガーデンビーチ、各種運動公園の計画的な維持管理を行っていきます。

また、学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携し取り組んでいきます。

1 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

2 現状と課題

- ・市内には国指定文化財1件、県指定文化財2件、市指定文化財29件の他、59カ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗等の有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産としてさまざまな角度から活用する施策が求められています。
- ・水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会では、拓本・土器づくりなどの部会で文化財を活用した取組みを主体的に進めています。
- ・学校や家庭、地域などでさまざまな学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に対する郷土意識を育むことが必要です。

移行を検討
第4章への

・水子貝塚公園（国指定史跡水子貝塚）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を富士見市独自の観光資源として活用するため、市民との協働による事業展開を図り、地域の個性や魅力を付加していくとともに、市内外へ積極的に情報を発信していくことが必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
文化財の保存と活用	— 文化財の調査・収集・保存の充実
	— 歴史公園・資料館施設の活用
	— 郷土芸能の保存・継承活動の充実
	— 地域活性化資源としての活用

5 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課 資料館）

埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を実施し、適切な保存を行い公開・活用に努めます。

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課 資料館）

市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物等の活用を促進し、学習機会を充実するとともに、市民の憩いや交流の場として活用を図ります。

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。また市民の郷土伝統芸能への理解を深めるため発表の機会をつくり、郷土意識の高揚を図ります。

(4) 地域活性化資源としての活用

市内の歴史公園や点在する指定文化財を文化資産として整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市の観光資源として、地域の活性化を図っていきます。